

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年4月9日
【会社名】	オー・エイチ・ティー株式会社
【英訳名】	OHT Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江島 貴志
【本店の所在の場所】	広島県福山市神辺町字西中条1118番地の1
【電話番号】	(084)960-2120
【事務連絡者氏名】	取締役 平川 達也
【最寄りの連絡場所】	広島県福山市神辺町字西中条1118番地の1
【電話番号】	(084)960-2120
【事務連絡者氏名】	取締役 平川 達也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 240,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	120株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度を採用しておりません。

なお、本第三者割当による新株式の発行は、平成24年4月9日（月）開催の取締役会決議によります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	120株	240,000,000	120,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	120株	240,000,000	120,000,000

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、120,000,000円であります。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,000,000	1,000,000	1株	平成24年4月27日（金）	-	平成24年4月27日（金）

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3．当社は割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、割当予定先との間で本株式の総数引受契約を締結しない場合は、本株式に係る割当は行われなないこととなります。

4．申込み及び払込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、

##### （3）【申込取扱場所】

店名	所在地
オー・エイチ・ティー株式会社 管理部	広島県福山市神辺町字西中条1118番地の1

##### （4）【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱東京UFJ銀行 福山支店	広島県福山市伏見町4番38号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### （１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
240,000,000	5,680,000	234,320,000

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．発行諸費用は登記費用1,680千円、弁護士費用2,000千円、株価算定及びその他調査費用2,000千円を予定しております。

#### （２）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額234,320千円の資金使途につきましては、以下に記載する研究開発投資資金として充当する予定です。

具体的な使途	予定金額	支出予定時期
非接触センサの高性能化などの研究開発投資	234,320千円	平成24年４月～平成26年５月

注１：非接触センサの高性能化などの研究開発投資

タブレット用中小型パネルや有機EL向けなど非接触センサの高性能化のための設計、試作、検証、要員確保、中国市場向けプリント基板検査装置の廉価版開発のための設計、試作、検証、要員確保、太陽電池／蓄電池／燃料電池／半導体／医療向けなど新分野への非接触検査技術の応用展開のための市場調査、企画、設計、試作、検証などの研究開発投資を計画しております。

注２：具体的な使途の追加投資の予定

当社は、下記〔募集に関する特別記載事項〕に記載のとおり、平成24年８月頃に本第三者割当の割当予定先が株式公開買付けを実施した場合には、これに応募することにより自己株式を処分する予定です。かかる自己株式の処分を含めた資金使途については、下記〔募集に関する特別記載事項〕をご参照下さい。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成24年4月9日付けで割当予定先との間で、当社の経営基盤の安定化及び財務体質の改善を図り、更なる発展・成長・企業価値の向上を実現することを目的とした出資契約を締結致しました。その概要は以下の通りです。

#### 1. 全体スキーム

ステップ1：平成24年4月末に当社が第三者割当増資を実施

第三者割当増資の概要は、本有価証券届出書に記載の通りです。

ステップ2：平成24年8月頃に本第三者割当の割当予定先が当社の株券等に対し公開買付けを実施予定。なお、実施の前提条件は下記2を参照してください。

公開買付者：本第三者割当の割当予定先

公開買付価格：本第三者割当の発行価格と同一の1株につき200万円

買付条件：買付予定数を当該公開買付開始日における当社の自己株式数と同数とし、応募株券等の総数が、買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全てを買い付けず、応募株券等の数が買付予定数以上の場合にはその全てを買い付ける。

ステップ3：スクイーズアウト

公開買付け後、本第三者割当の割当予定先が要請した場合には、当社は、当社の株主を本第三者割当の割当予定先と割当予定先が別途指定する者のみとするための必要な手続きを行う。

#### 2. 公開買付け実施の前提

当該公開買付けの実施は、( )ステップ1に基づく第三者割当増資が適法かつ有効に実行されていること、( )当社の取締役会決議において、当該公開買付けに賛同し、当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨する旨及び当社の保有する自己株式の全部を公開買付けに応募する旨が決定されており、かつかかる決定が撤回されていないこと、( )平成24年7月に開催予定の定時株主総会において会社提案の議案が全て承認可決されていること、( )当社及びその子会社の資産、経営、財務状態その他の状態又は将来の業績予想に重大な悪影響を及ぼす事象が存在していないこと等の条件が充足されることを前提条件とされています。

なお、上述の( )においてひろしまイノベーション推進機構から社外役員を受け入れ、事業戦略実行、経営管理の強化及び海外展開などを支援いただく予定です。

#### 3. 調達資金及び資金使途

上記1記載のステップ1の第三者割当及びステップ2の株式公開買付けが実施された場合に当社が応募することによりなされる自己株式の処分調達する資金の手取概算額合計は、622百万円となります。当社は手取概算額622百万円を以下に記載する使途に充当します。

##### 1) 中国サポート拠点の製造/営業設備の増設

中国現地プリント基板メーカーへの検査装置拡販とそれに伴う治具需要拡大に備えた現地子会社への製造設備増強、および現地サポート拠点の追加整備を計画しております。

##### 2) タイサポート拠点の製造/営業設備の増設

実装メーカー、電機メーカー、車載関連メーカーなどに対する現地子会社における営業拠点整備と要員確保による営業強化、および製造設備増強を計画しております。

##### 3) 非接触センサの高性能化などの研究開発投資

4(2) [手取金の使途]に記載の234,320千円を充当した研究開発投資と同一内容です。

##### 4) LED設備の増設

中国現地子会社において、LEDチップの検査ソーティング工程に加え、前工程のダイシング(切断)、および後工程のテーピング(封止)などの設備を増強することで、検査受注機会の増加と付加価値向上を計画しております。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】（平成24年4月9日現在）

## a. 割当予定先の概要

名称	H I F - A 投資事業組合
所在地	広島市中区袋町3番17号
出資額	1,200百万円
組成目的	成長性の高い事業展開を図ろうとする広島企業および事業に対するリスク キャピタルの提供
主たる出資者及びその出資比率	ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合 38.34% ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合 61.66%
業務執行組員等に関する事項	本組合の業務執行がすべての出資者の同意を得て行われるものであることから、下記に出資者である2つの組合の概要を記載しております。

（注）1 H I F - A 投資事業組合は、平成24年4月6日に民法（明治二十九年法律第八十九号）に基づき組成されております。

2 H I F - A 投資事業組合の存続期間は平成33年12月31日までとなります。

## 割当予定先の出資者の概要

名称	ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合	
所在地	広島市中区袋町3番17号	
出資額	4,055百万円	
組成目的	成長性の高い事業展開を図ろうとする広島企業および事業に対するリスク キャピタルの提供	
主たる出資者及びその出資比率	広島県 98.6% フェニックス・キャピタル株式会社 1.2% 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 0.1%	
業務執行組員に関する事項	名称	無限責任組員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
	本店の所在地	広島市中区袋町3番17号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 山下 尊弘
	資本金	5,000万円
	事業の内容	投資事業有限責任組合の運営
	主たる出資者及びその出資比率	広島県100%

（注）1 ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合は、平成23年6月17日に投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）に基づき組成されております。

2 ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合の存続期間は12年であります。

3 業務執行組員である株式会社ひろしまイノベーション推進機構は、平成23年5月24日に設立されております。

## 割当予定先の出資者の概要

名称	ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合	
所在地	広島市中区袋町3番17号	
出資額	6,520百万円	
組成目的	成長性の高い事業展開を図ろうとする広島の企業および事業に対するリスクキャピタルの提供	
主たる出資者及びその出資比率	独立行政法人中小企業基盤整備機構 30.7% 株式会社広島銀行 15.3% 株式会社もみじ銀行 10.7% 広島信用金庫 7.7% フェニックス・キャピタル株式会社 6.9% 株式会社みずほコーポレート銀行 6.1%	
業務執行組員に関する事項	名称	無限責任組員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
	本店の所在地	広島市中区袋町3番17号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 山下 尊弘
	資本金	5,000万円
	事業の内容	投資事業有限責任組合の運営
	主たる出資者及びその出資比率	広島県100%

(注) 1 ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合は、平成24年1月1日に投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）に基づき組成されております。

2 ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合の存続期間は10年（但し、組員より承認を得た場合は1年毎、最長2年延長可）であります。

3 業務執行組員である株式会社ひろしまイノベーション推進機構は、平成23年5月24日に設立されております。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定先、その出資者及び当該出資者の業務執行組員ともに該当事項はありません。
人事関係	割当予定先、その出資者及び当該出資者の業務執行組員ともに該当事項はありません。
資金関係	割当予定先、その出資者及び当該出資者の業務執行組員ともに該当事項はありません。
技術または取引関係	割当予定先、その出資者及び当該出資者の業務執行組員ともに該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は独自に開発した非接触式電気通電検査装置の技術を、更に深化させた新しい分野への応用と当社技術の利用対象を拡大することを計画しております。具体的には、スマートフォンを中心に需要が拡大することが見込まれる中小型のタブレット式パネルや新世代有機ELなどへの対応と中国市場向けプリント基板検査装置廉価版の販売などであり、そのためには一定規模の投資が必要となります。

しかしながら、当社は平成21年2月に東京証券取引所マザーズを上場廃止となり、取引先や金融機関から取引の一部に加えられた制限が今も継続しています。例えば、手形決済ができない、新規設備投資用融資が受けられないなどです。合わせて海外戦略として特に中国、タイ展開が必要であるにもかかわらず、資金調達が自由にできないために当該海外向け設備投資資金を運転資金から捻出してあります。

一方、広島県は県の産業振興・育成に資する企業または事業への成長資本および経営資源を提供し、県経済の発展に貢献すべく、平成23年5月に株式会社ひろしまイノベーション推進機構を設立し、割当予定先への出資者であるひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合、ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合を投資事業責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）に基づき組成し、投資先会社の発掘・審査を開始致しました。

当社は、設備投資資金や海外展開のための資金調達が可能になるとともに両投資事業有限責任組合が出資・組成する組合が株主となることにより信用力の回復も合わせて行われるものと期待し、審査の申し込みを致しました。数か月の審査期間を経て、県の投資基準を満たしているとの結論に至り、この度、本第三者割当を含む出資契約を締結するに至りました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 120株

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるH I F - A投資事業組合への両出資者の業務執行組合員である株式会社ひろしまイノベーション推進機構からは、当社株式を中長期的に保有する方針である旨の意向を口頭で表明していただいております。

なお、割当予定先であるH I F - A投資事業組合の存続期間は平成33年12月31日までとなっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、以下の資料の入手または閲覧を行い、合わせて、割当予定先の両出資者の業務執行組合員である株式会社ひろしまイノベーション推進機構より資金払込に懸念がないことの確認を得ております。

< 割当予定先について >

当社は、組合契約のうち、出資に関する部分の写しを確認しております。当該組合契約に基づき、組合員が合意した日までに、各組合員から割当予定先の銀行口座に資金の払込みがなされます。その後、割当予定先の組合員が、かかる資金を当社銀行口座に払い込みます。

また、割当予定先の出資者である2つの組合については、以下のとおり確認を行っております。

< 割当予定先の出資者であるひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合について >

預金残高証明書を確認いたしました。

< 割当予定先の出資者であるひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合について >

当社は、無限責任組合員である株式会社ひろしまイノベーション推進機構と有限責任組合員との間の契約（以下「投資事業有限責任組合契約」といいます。）のうち、キャピタルコールに関する部分の写しを確認しております。当該投資事業有限責任組合契約に基づき、有限責任組合員に対してキャピタルコールが行われると、無限責任組合員が指定した日（但し無限責任組合員は当該日の14日前までに書面による通知を行う。）に各組合員から割当予定先の銀行口座に払込みがなされます。その後、割当予定先の無限責任組合員が、かかる資金を当社銀行口座に払い込みます。

また、当社はひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合に対する出資割合が10%以上である有限責任組合員の資金状況につきましては、それぞれ直近の有限責任組合員の事業報告書等によって、各々投資事業有限責任組合契約上で約束された出資口数に基づく払込みに足りる現預金を確認いたしました。

### g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるH I F - A投資事業組合の両出資者である2つの投資事業有限責任組合への出資者が広島県等であること、及び割当予定先の出資者である両投資事業有限責任組合が広島県の全額出資により設立された株式会社ひろしまイノベーション推進機構が組成し運営している投資事業有限責任組合であることに鑑み、割当予定先関係者等（注1）が暴力団等反社会的勢力とは一切関係が無いものと判断しております。

当社は、割当予定先関係者等（注1）が特定団体等（注2）との関係を有していないことを株式会社ひろしまイノベーション推進機構へのヒアリング等により確認しております。また、ひろしまイノベーション推進機構のコンプライアンスマニュアルにおいて、その役職員が反社会的勢力と絶縁するための厳格な体制をとることについて表明がなされていることを確認しております。

（注1）：割当予定先関係者等とは、割当予定先、ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合及びひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合の組合員並びに株式会社ひろしまイノベーション推進機構の役職員及び株主であります。

（注2）：特定団体等とは、暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体をいいます。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当の発行価格は、次のとおり一株当たり200万円といたしました。

当社は非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないため、発行価格の決定に当たっては、公正性を期す観点から、独立した第三者である東京共同会計事務所（以下、「TKAO」という。）に株式価値算定を依頼し、平成24年3月28日付けでTKAOより、平成23年10月末を基準日として、一株当たり1,460,855円と評価した株式価値算定報告書（以下、「本株式評価報告書」という。）を取得しております。

TKAOは、インカム・アプローチ（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）により、当社株式の価値を算定しておりますが、その採用理由は以下の通りです。

事業継続を前提とした株式価値評価であるため、会社の将来の収益力をより正確に評価額に反映する必要があります。ここで再調達価格又は清算価格等を算出するコスト・アプローチでは、会社の将来の収益力を正確に反映することは難しいといえます。そのため将来の収益予測に基づくインカム・アプローチや、会社の収益力を類似会社の株価と比較して評価するマーケット・アプローチに基づくことが妥当と考えられます。しかしながら、マーケット・アプローチを積極的に採用できるほど当社と類似する企業を発見することができなかつたこと、またインカム・アプローチによると当社固有の状況（事業を行うにあたり多額の運転資金が必要であること等）をより評価に反映することができること、等の理由からインカム・アプローチを採用しております。

なお、本株式評価報告書には、仮に当社が本株式評価報告書の評価額と同水準で第三者割当増資を行った場合に、当該第三者割当増資が会社法上の有利発行に該当しないことの妥当性をTKAOが表明している訳ではないこと、少数持分を保有する株主における株式価値であること、及び会社を清算した場合には本株式評価報告書の評価額より高い株式価値が算定される可能性があること、との留意点が付記されております。

当社は、TKAOより取得した本株式評価報告書における評価結果を考慮し、割当予定先及び既存株主に対して理解を得るに足りる価格を検討した結果、本募集株式の発行価格を一株当たり200万円と決定いたしました。この発行価格については、TKAOの算定結果を上回っており、当社は、当該発行価格は合理的で会社法第199条第3項の「特に有利な金額」には当たらないと判断しております。

上記価格による本第三者割当の実行については十分に審議を重ねて、最終的に、平成24年4月9日開催の取締役会において決議いたしました。なお、当社代表取締役 江島 貴志は、後述する6(2)に記載の通り、今後予定されるスクイーズアウトに関して特別利害関係人に該当することから、関連する一切の取締役会決議に参加しておりません。



## (2) 発行数量及び株式希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当において発行する株式数は120株（議決権数120個）であり、本第三者割当前の当社普通株式の発行済株式総数436株（議決権数238個）に対して27.5%（総議決権数に対する割合50.4%）であり、当社株式の株式価値の一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、上記「第3 1 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当を通じて運転資金を長期設備資金に充当しなければならない資金循環構造を改革し、世界経済の潮流に合わせた設備投資や海外展開のための資金調達が可能となるとともに、両投資事業有限責任組合が出資・組成する組合が株主となることにより、上場廃止に起因する社会的信用力の回復も合わせて可能になるものと期待しております。

当社の財務基盤を安定させ、信用力を含む今後の成長及び企業価値向上に寄与するものと考えており、既存株主の皆様の不利益にはならないものと判断いたしました。

なお、株主の皆様の利益保護の観点から、また、当社と割当予定先との出資契約に対する株主の皆様の判断の機会の提供のために、割当予定先が平成24年8月頃に既存株主を対象とした株式公開買付けを実施する予定です。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成24年4月9日現在の当社の議決権の総数は238個であります。これに対し、本第三者割当により発行する新株式120株に係る議決権個数は120個、現在の議決権に対する割合は50.4%となり、25%以上の割合で希薄化が生じることとなります。したがって、本第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

なお、大規模な第三者割当増資の必要性については、後述の6に記載の通りです。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
H I F - A 投資事業組合	広島市中区袋町3番17号	-	-	120	33.52
江島 貴志	広島県福山市	67	28.15	67	18.72
秋元 利規	東京都小平市	30	12.61	30	8.38
佐藤 伸介	岡山県井原市	16	6.72	16	4.47
前田 正治	大阪市生野区	10	4.20	10	2.79
越部 陽一郎	東京都世田谷区	10	4.20	10	2.79
平松 裕将	岡山県倉敷市	10	4.20	10	2.79
滝川 好夫	兵庫県宝塚市	7	2.94	7	1.96
鶴見 達也	東京都町田市	7	2.94	7	1.96
有限会社鹿島代行	茨城県鹿嶋市宮中5-13-3	7	2.94	7	1.96
計	-	164	68.91	284	79.33

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 所有株式数は、平成24年4月9日現在の株主名簿を基準に記載しております。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年4月9日現在の議決権総数に、割当予定先に割り当てる本新株式の株式合計120株を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響

当社が平成21年2月に東京証券取引所マザーズを上場廃止となった以降、信用調査機関、金融機関、取引先における当社の評価は「信用状況に不安がある会社」であり、現状においてもその評価にほとんど変化は見られません。

その間、デジタル家電業界の生産拠点は日本国内から海外に相当に速いスピードでシフトしており、当社製品の主要な検査対象物である液晶パネルの製造拠点も日本から東アジアへ移管され、それに合わせて当社においても東アジア展開が必要となっております。当社の信用力の問題から中長期の設備投資資金の融資を自由には受けられないために、当該投資資金等を運転資金から捻出しなければなりません。しかし、当社の主力製品である検査装置の事業特性は、受注から納品/検収/売上債権の回収まで約6ヶ月から10ヶ月程度の期間を要する物件があること、その売上高の規模は数億円から十数億円に及ぶ物件があること、一方、検査装置の製造に係る仕入費用や外注費用の支払は概ね2ヶ月から3ヶ月程度であることから、受注残や商談案件のための運転資金の確保も極めて重要です。

当社グループの経営課題は、短期的には一定水準の運転資金を確保しながら、中長期的には顧客のグローバル生産方針に戦略的・流動的に対応できる健全な財務基盤を構築することにあります。

このような状況の中で当社は、選択と集中による収益基盤の安定化及び財務基盤の改革を目指し、株主・取引先・金融機関をはじめとする関係者の皆様の信用回復を図るため、第三者割当による資本増強を行うことを検討いたしました。本第三者割当は、健全な財務基盤の早期構築を実現するとともに、将来の資金調達力を大きく改善させることに繋がるものと考えております。当社の現時点の信用状態では取引金融機関からの十分な新規融資を確保することが困難であることに鑑み、金融機関からの融資によらない方法での設備投資資金の確保が必要であり、本割当予定先への第三者割当が、確実に資本調達できる最善の方法であると考えております。

本第三者割当にあたっては、発行株数が増加するため、1株当たり株式価値に希薄化が生じますが、信用力の底上げを図ることが出来、かつ、当社の既存株主の皆様の利益を損なうことなく、企業価値の向上につながるものと判断いたしました。なお、株主の皆様の利益保護の観点から、また、当社と割当予定先との出資契約に対する株主の皆様の判断の機会の提供のために、割当予定先は、出資契約に記載された前提条件が満たされていることを条件として、平成24年8月頃に当社の株式等を対象とした公開買付けを実施する予定です。かかる公開買付けがなされた場合には、当社の取締役会決議においては、当該公開買付けに賛同し、当社の株主に対して公開買付けへの応募を推奨する旨及び当社の保有する自己株式の全部を公開買付けに応募する旨を決定する予定です。

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当による資金調達は、議決権の個数で算定した希薄化率が50.4%となることから、経営者から一定の独立した者による本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手致しました。

東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士の2名から、書面による意見を頂きました。なお、両氏と当社の間には、出資関係、人事関係、資金関係の契約及び顧問契約を締結した事実はなく、当社から完全に独立した第三者であります。両氏からは、本第三者割当における株式発行の必要性、相当性について書面により回答をいただいております。その概要は、以下の通りです。

本第三者割当及び自己株式の処分は、当社が属するプリント基板業界（特にフレキシブル基板及びテープ基板業界）及びフラットパネルディスプレイ業界の事業環境の変化に対応すべく策定された事業戦略の実行に必要な設備投資、研究開発投資に充当する資金の調達のために行われる。平成24年4月期の業績の着地見込み、及び平成24年2月末時点の受注残金額は、過去4年間で最低水準となっており、このような直近の収益環境から脱するためには、当社が計画している事業戦略の早期実行が必要と考えられ、資金使途の必要性が認められる。本第三者割当及び自己株式の処分が実施されれば、実施後の株主構成から上場廃止を起因とする社会的信用を回復させるという副次的効果も期待でき、この点においてもその必要性が認められる。

金融機関や取引先との取引制限、個人株主が97.7%を占める株主構成から判断すると、借入・社債・株主割当による調達は困難と考えられ、資金の調達方法、割当先の相当性が認められる。

発行価格については、以下の検討の結果、特に有利な発行価格とは言えないものと判断する。

まず、独立の第三者であるTKAOから入手した株式評価報告書の評価額を上回っていることが指摘できる。TKAOは当社の株式価値は、将来の収益予測に基づくインカム・アプローチや、会社の収益力等を類似会社の株価と比較して評価するマーケット・アプローチに基づくことが妥当であるとしている。ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による評価額を当社の株価としたうえで、参考株価として類似会社比準法であるPER倍率法とEBITDA比較法の2つの評価額を提示しているが、本第三者割当価格及び自己株式の処分価格は、TKAOが提示した3つの株価を上回っている。

次に、上場廃止以降、過去4年の間に実施された自己株式の取得取引及び株主間の売買取引株価を上回っていることが指摘できる。当社の株式が取引された期間の当社の業績、マクロ経済環境、当社が属する業界環境がいずれも悪化しているこ

とを勘案すると、本第三者割当価格及び自己株式の処分価格が過去の売買事例価格を上回っていることも、有利発行に該当するかの判断にあたり考慮すべき要因であると考えます。

本第三者割当により割当予定先の議決権所有割合は33.5%、平成24年8月の公開買付けにおいて当社が本書提出時点で保有する自己株式198株を応募した後の割当予定先の議決権所有割合は57.2%となり、既存株主にとって議決権の希薄化と支配株主の交代を生じることになる。その原因となる資金調達は、成熟した業界のなかで、当社が発展・成長・企業価値の向上を実現するために必要な経営基盤の安定化と財務体質の改善のために行われるものである。また、当社は、経営基盤の安定化のため、公開買付け実施後、法律上の制度により適法にスクイズアウトを行うことを視野に入れており、その方法に関しては相当と認められる。

以上の報告を受け、平成24年4月9日開催の当社取締役会におきまして、今般の第三者割当及び株式公開買付けに関する出資契約の締結について討議しました。その結果、株式価値の希薄化が生じるものの、本第三者割当を含む出資契約を締結することは、上場廃止となった当社にとって唯一の資金調達手段と考えられること、割当予定先として選定した組合が投資事業有限責任組合2つにより出資・組成された組合であり、かかる両投資事業有限責任組合は、いずれも広島県の全額出資により設立された株式会社ひろしまイノベーション推進機構が組成し運営していることに鑑み、信用力の回復も合わせて行われるものと考えられ、既存株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、取締役会において当該出資契約の締結を決議致しました。

なお、当社代表取締役 江島 貴志は、前記スクイズアウト対象外となる予定であり、特別利害関係人に該当する可能性があることから、関連する一切の取締役会決議に参加しておりません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 第1 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第17期)の提出日以降、本有価証券届出書の提出日(平成24年4月9日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成24年3月27日提出の臨時報告書)

[提出理由]

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(注) 本臨時報告書は、異動年月日である平成23年6月16日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となっておりましたので今般提出するものであります。なお、平成23年7月29日に提出いたしました第17期有価証券報告書には、当該異動を後発事象として記載しております。

[報告内容]

(1) 特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 奥輝光電子(蘇州)有限公司

住所 中華人民共和国 蘇州市蘇州高新技術産業開発区大同路20号高新区出口加工区A-3号

代表者の氏名 木船 幹夫(当社取締役)

資本金の額 60,000,000円(平成23年6月16日現在)

事業の内容 国内外向けLEDテストサービス

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前

異動後 60,000,000円

(注) 出資額を記載しております。

総株主等の議決権に対する割合

異動前

異動後 100%

(注) 出資比率を記載しております。

(3) 異動の理由及び年月日

異動の理由

当社新事業であるLEDテストサービス事業を中国国内にて行うにあたり、同国に現地法人を設立したものであります。

当該子会社の資本金の額が、当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成23年6月16日

## 第2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期）及び半期報告書（第18期）（以下、有価証券報告書等という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成24年4月9日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。

以下に掲げた内容は、有価証券報告書等に記載した「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年4月9日）現在においてもその判断に変更なく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### (5) 株式価値の希薄化に関わるリスク

平成24年4月9日（月）開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数の238個に対し、今回の新株式の発行数120株に係る議決権数は120個であり、当社の総議決権数に対する希薄化率は50.4%となります。これにより、相応の株式価値の希薄化が生じる可能性があります。

### (6) 大株主の状況及び株主構成について

当社は平成24年4月9日（月）開催の当社取締役会において、H I F - A 投資事業組合を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議いたしました。割当予定先が保有する当社株式の議決権保有割合は33.52%となることを見込まれます。そのため、本第三者割当による新株式の発行以後、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすものと見込まれます。

さらに、公開買付けにおいて割当予定先との出資契約に基づき、本書提出時点で当社が保有する自己株式198株が応募され公開買付けが成立した場合、割当予定先の議決権割合は少なくとも次の通りとなります。公開買付けによる割当予定先の取得株式数によっては、割当予定先の議決権割合はさらに高まる可能性もあります。

割当予定先（H I F - A 投資事業組合）      57.19%（318株）

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日	平成23年7月29日 中国財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日	平成23年8月12日 中国財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成22年5月1日 至 平成23年4月30日	平成24年4月6日 中国財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第18期中間)	自 平成23年5月1日 至 平成23年10月31日	平成24年1月31日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年 1月30日

オー・エイチ・ティー株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 北見次夫事務所  
公認会計士 北見 次夫 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオー・エイチ・ティー株式会社の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成23年5月1日から平成23年10月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

私は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、オー・エイチ・ティー株式会社及び連結子会社の平成23年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成23年5月1日から平成23年10月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月21日

オー・エイチ・ティー株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 北見次夫事務所

公認会計士 北見 次夫 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオー・エイチ・ティー株式会社の平成21年5月1日から平成22年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オー・エイチ・ティー株式会社及び連結子会社の平成22年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年7月27日

オー・エイチ・ティー株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 北見次夫事務所

公認会計士 北見 次夫 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオー・エイチ・ティー株式会社の平成22年5月1日から平成23年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オー・エイチ・ティー株式会社及び連結子会社の平成23年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年 1月30日

オー・エイチ・ティー株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 北見次夫事務所

公認会計士 北見 次夫 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオー・エイチ・ティー株式会社の平成23年5月1日から平成24年4月30日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成23年5月1日から平成23年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

私の責任は、私が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オー・エイチ・ティー株式会社の平成23年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年5月1日から平成23年10月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月21日

オー・エイチ・ティー株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 北見次夫事務所

公認会計士 北見 次夫 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオー・エイチ・ティー株式会社の平成21年5月1日から平成22年4月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オー・エイチ・ティー株式会社の平成22年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月27日

オー・エイチ・ティー株式会社  
取締役会 御中

公認会計士 北見次夫事務所

公認会計士 北見 次夫 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオー・エイチ・ティー株式会社の平成22年5月1日から平成23年4月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オー・エイチ・ティー株式会社の平成23年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。